

寺社抗争にみる鎌倉後期の朝幕関係

坂 田 美 恵

はじめに

鎌倉時代の公家に関する研究は、戦前に三浦周行氏の『鎌倉時代史』、戦後に龍肅氏の『鎌倉時代』上下があるが⁽¹⁾、その後は見るべき成果に乏しく、ともすれば鎌倉時代史＝鎌倉幕府史とも言えるような研究状況にあつた。しかし、黒田俊雄氏が権門体制論を提唱し、朝廷と幕府が単に対立的存在ではなかったことを指摘した⁽²⁾後は、それに対する批判などで中世社会の研究は活発化した。公家研究も政治史、訴訟制度など様々な角度から論じられ、特に朝幕交渉が重視されてきた⁽³⁾。鎌倉時代の朝幕関係についての研究は近年確実な進歩を見せているが、権門体制論で国家の権力機構を担う一つの権門として位置付けられた、寺社勢力との関係についての研究は充分ではないと思われる⁽⁴⁾。

そこで本稿では、寺社の噠訴事件で幕府と朝廷がいかなる対応を見せたかを具体的に追究し、そこから当時の朝廷と幕府の関係を考察したい。また、寺社勢力と両者の関わりについても併せ考えていく。その上で、朝廷・幕府・寺社の三者が鎌倉後期にそれぞれどの程度激しい抗争を繰り広げた⁽⁵⁾。特に園城寺の戒壇問題は、寺社の宗

ような形で互いに関わり合っていたかを、寺社抗争を視点の中心にすえて考察することにする。

なお、本稿でいう鎌倉後期とは、寛元四年（一二四六）前後から幕府滅亡の元弘三年（一三三三）までとする。この時期は、鎌倉では將軍頼経が更迭され、名越光時の乱を乗り越えた北条時頼が新たな体制で政治を開始した時であつたし、また京都でも後嵯峨上皇のもとで院評定制が開始された時であつた。すなわち、東西の政治体制が一新され、相呼応して徳政が行われ始めた時であり⁽⁶⁾、東では得宗專制の、西では兩統迭立の萌芽があらわれる、それまでとは明確に区別のできる時期であつた。

第一章 噠訴への対応

第一節 寺社抗争の性格

本稿で噠訴事件を見ていく際、考察の対象は延暦寺と園城寺の抗争とする。両寺は共に天台宗でありながら、正暦四年（九九三）に円珍門徒が山を下り山門派と寺門派に分かれて以降、数百年にわたって激しい抗争を繰り広げた⁽⁷⁾。特に園城寺の戒壇問題は、寺社の宗

教活動の根幹に関わる重大事であつたため、どちらも引く事ができず大規模な紛争に発展していったのである。

このような両者の対立に朝廷と幕府はどのように対応したのであらうか。檄訴の鎮圧とは、その主体である衆徒を鎮めることであるが、そもそも寺社の訴訟には通常の理非が通じないところがあつたのである。延暦寺、園城寺双方がそのような訴を展開すれば、どちらの側にも満足のいく裁定は不可能であろう。いきおい、勢力の強い方に有利な裁定が行われ、不満の残るもう一方に対しても替わりとなるような利益を与えることで、抗争を終結させることになる。

また、事後処理として蜂起の張本を寺社から召し出させる等のことを行つたが、これは檄訴に対して朝廷と幕府が取れる制裁措置の限界であった。すなわち、朝廷や幕府は檄訴の責任を個人に負わせることはできたが、寺社自体に負わせることはできなかつたのである。寺社檄訴の経過はおよよそのような流れであり、裁定の主体が朝廷であろうと、幕府であろうと、基本的に変わりはなかつたと思われる。以上のような寺社抗争の性格を踏まえたうえで、以下に具体的に檄訴事件への対応を見ていく。なお、辻善之助『日本仏教史』第二巻(中世篇之一)に、鎌倉時代で特に激しく行われた檄訴の事例が網羅されているので⁽²⁾、それに従つて事件を見ていく。

第二節 幕府の対応

鎌倉後期の幕府研究には、大きな困難がある。幕府の歴史書『吾妻鏡』の記事が文永三年(一一六六)で終わっているため、どうしても扱う史料がほとんど公家の記録となり、公家の目を通して幕府の

動きを見なければならなくなる。そのため、幕府の動向や認識などを知ることは非常に難しい。しかし、公家の記録を詳細に読み、断片的な史料から幕府の動きを組み立てたり、類推することは可能である。特に朝廷と深く関わり合うことであれば、ある程度幕府の姿を浮かび上がらせることができる。中には類推で終わってしまうこともあります。が、できる限り史料に基づき幕府像にせまるよう努力することが、鎌倉後期の幕府研究に重要なことではないだろうか。以下、このような点を踏まえたうえで、幕府の寺社抗争への介入を考えていくことにしよう。

(1) 関東の対応

幕府が初めに寺社蜂起の様子を知るのは六波羅探題からの使者を通じてのことが多く、以後の檄訴の経過は六波羅を介してその情報を得ていた。管見の限りでは、この時点では幕府が紛争収拾のために動いていた例は少数であり、院宣をもつて朝廷から裁定を頼まれてから本格的に動き出す例が多いようである⁽³⁾。しかし、裁定を依頼されてすぐ幕府が動き出すわけではなく、「可為聖斷」、つまり朝廷が決定を行つていただきたいと、一旦朝廷の依頼をはねつけていることが多い。この言葉が言葉通りの意味で使われていたか否か、すなわち幕府は寺社抗争の裁定は朝廷が行うべきことと考えていたかどうかは後述することとする。そこで朝廷は再度院宣を下し、幕府はようやく抗争の解決にむけて動き出すのである。

以下、断片的な史料をもとにして幕府の動きを推察すると、朝廷からの依頼を受けた幕府はまず評定を開いている⁽⁴⁾。そこではおそらく、朝廷に対する返事の内容が評議されていたと思われ、その内

容は座主の管領する門跡の進止、別当や座主の人選などである⁽¹⁾。

評定により決定したことは朝廷への返事（関東状）に書かせ、使者（東使）を上洛させる⁽²⁾。京に到着した東使は、まず関東申次のものと赴く⁽³⁾。関東申次は東使から受け取った関東状をすぐに院（治天の君）のもとへ持参し⁽⁴⁾、朝廷は関東の指示によつて檄訴の事後処理を始めるのである。

以上、幕府が寺社抗争に介入する過程を見てきた⁽⁵⁾。おおよそこのような流れで、幕府は檄訴を裁定したのである。これはすべての場合に当てはまるわけではなく、もちろん朝廷のみで解決できたものもある。しかし朝廷や六波羅のみでは治められないような大規模な紛争に発展した場合、幕府はこのような対応をとつたと考えられる。

（2）六波羅探題の対応

六波羅探題の任務として、「洛中警固」「西国沙汰」が挙げられるることは広く知られるところである。寺社檄訴に関して六波羅の対応はどの程度まで行われたのであるか。

まず六波羅の最も重要な役割は、衆徒が蜂起して上洛し神輿を振り上げた際、京中を防御することであった。武士が路次などで衆徒と衝突し、衆徒は神輿を棄てて叡山に逃げていったという事例はいくつか見られる⁽⁶⁾。六波羅の持つ武力は檄訴に対して有効だったようであり、貴族も衆徒に対抗する六波羅の武力に大きな期待を寄せたのである。

六波羅の今一つの大切な役目は、幕府に檄訴の経過などを伝えることであった。幕府はその情報のほとんどを六波羅からの注進によるということはないが、それを執行するのは六波羅であり、また武

つて得ていたと思われる。

朝廷と六波羅が密接に関わるのは、悪徒・張本の召し出し、取り調べである。第三節で詳しく見るが、張本は六波羅に引き渡され、おそらくそこで取り調べを受け、処罰（流罪など）が決められると思われる。直接使者を寺社に遣わし、張本を召し出させる場合もあつた⁽⁷⁾。

六波羅の裁判機関としての働きは、佐藤進一氏・上横手雅敬氏などによって明らかにされてきたが、その重要性は時期によって異なる⁽⁸⁾。上横手氏によると初期の六波羅裁判では関東の指示が強かつたが、在地における諸問題の生起により注進繁多の現象が起り、次第に六波羅裁判権の独立が進められていった。六波羅への関東の制約は大きかつたとしながらも、六波羅の裁判機関としての活動が活発だったのは、鎌倉中期であるとしている⁽⁹⁾。しかし寺社からの使者が六波羅に赴き、訴訟の旨を申すなどということはあったが⁽¹⁰⁾、六波羅が寺社の訴訟に対してもらかの裁定を行つたという例はまったく見られない。このことは寺社檄訴が雑訴と異なり、幕府への注進を必要とするものであったことを示している。

このように見ていくと、六波羅は「洛中警固」に関してはその職務を果たしていたといえるが、「西国沙汰」はほとんど行っていなかつたといえる。寺社檄訴に関しては、六波羅という幕府の下に位置する機関に裁定を任せることは決してなく、あくまでも幕府や朝廷によって最終的な決定が行われたのである。だが、それが檄訴における六波羅の役目だったのである。最終的な決定に主体的に関わ

力担当の権門としての役割の一端を六波羅は忠実に果たしていたといえよう。

幕府が朝廷の政治や寺社に介入していく過程を見ると、まず承久の乱が大きな契機としてあげられる。幕府は乱の後天皇や治天の君を決定するという前例をつくり、後嵯峨天皇以降は皇位決定権を完全に掌握した。これによって幕府は軍事面だけでなく、政治的にも朝廷の内部に強い影響力を及ぼしたのである。また、寛元四年以降関東甲次が西園寺氏の世襲となつたが、これは幕府の指名によって決められたものであり⁽²²⁾、幕府の朝廷との交渉の制度が安定したものとなつた。さらに、寺社勢力に対して、幕府は園城寺のみならず、延暦寺とも人脈の面でかなり大きなつながりを持つていたことが指摘されている⁽²³⁾。

このように、幕府は朝廷においても寺社においても少しづつ影響力を強いものとし、寺社抗争の解決に介入しやすい土台を、それが目的ではなかつたにせよ、築いていったのである。これをもとに、好むと好まざるとに関わらず実質的裁定者とされた幕府は、朝廷とともに先に見たような手順で檄訴の解決に取り組んでいた。これはもちろん寺社抗争において万能ではなかつたが、幕府の政策は決して場当たり的ではなかつた。幕府は紛争処理の手順を整備し、朝廷とともにそれを行つており、国家権力の一角を担う責任感を持っていたといえるだろう。

第三節 朝廷の対応

次に朝廷だが、朝廷の対応も幕府と同様、いつも同じだったわけ

ではない。蜂起の規模や性格によつても変化したので一概には言えないが、管見の限り以下のようないくつかの対応をしていたようである（以下の記述は表A～Gを参照のこと）。

蜂起を止めるため、早く神輿を帰座するよう院宣または縦旨を下す（表A）。

幕府に院宣を下し、抗争を解決するよう依頼する（表B）。

寺社からの使者や東使と交渉する（表C）。

宣言を発布したり、召し返したりする（表D）。

張本の交名を提出させる（表E）。

様々な人事についての決定を伝達する一流人宣下、座主や別当を補任する（表F）。

寺社に関する所領、門跡や公請の進止（表G）。

内容を詳しく見ていくと、Aのような衆徒慰撫のため院宣などが下されたという事例はたくさん見られるが、多くの場合実際的な効果は少なかつたようである。

次にBであるが、幕府に依頼したことが明確に分かるのは一例である⁽²⁴⁾。ただ、朝廷と寺社（特に延暦寺）との交渉の中で「山門訴訟、可被申関東之院宣下」⁽²⁵⁾というような文言が出てくる例もあるので、朝廷が幕府に解決を頼んだのは、實際にはもっと多いと思われる。ところで、正嘉二年（一二五八）朝廷が幕府に下した院宣の中に次のような文言がある。

又至戒壇并三摩耶戒事者、山門訴訟定可レ為レ檄々レ候歟、此上京都御沙汰不可レ事行、関東被レ定申レ候者、衆徒定不レ申レ子細

表A 蜂起を止めるため、早く神輿を帰座するよう院宣または綸旨を下す

年・月・日	西暦	事 項	出 典
1 建長元・9・3	1249	院宣を延暦寺に下す：園城寺に天王寺別当を付さず、早く神輿を帰座せよ。	座主記
2 正嘉元・3・7	1257	院宣を延暦寺に下す：園城寺に戒壇の勅許せず。	座主記
3 正嘉元・3・26 ～29	"	園城寺の衆徒が離寺し、僧綱を使者として衆徒を帰寺させる。	経俊
4 正嘉元・③・1	"	延暦寺の使者に園城寺の戒壇の勅許はない旨、伝える。	経俊
5 正嘉元・③・7	"	院宣を延暦寺に下す：戒壇を勅許せず。	経俊
6 正嘉2・4・20	1258	院宣を延暦寺に下す：園城寺の戒壇などることは無実、早く神輿を帰座せよ。	座主記
7 文応元・1・15	1260	院宣を僧綱に下す：早く衆徒を宥めよ。	座主記
8 文永元・4・4	1264	院宣を延暦寺に下す：神輿を帰座せよ。	座主記
9 弘安5・10・26	1282	院宣を門主に下す：衆徒の蜂起を止めよ。	勘中
10 弘安6・1・13	1283	院宣を延暦寺に下す：園城寺に天王寺別当は付さず、早く神輿を帰座せよ。	座主記
11 正応4・3・8	1291	綸旨を延暦寺に下す：天王寺別当のことは関東に仰せ合わせて、神輿動座を止めよ。	実躬
12 文保3・4・15	1319	院宣を延暦寺に下す：園城寺の金堂供養、戒壇のことは無実、早く神輿を帰座せよ。	鎌遺27001号
13 文保3・4・19	"	院宣を延暦寺に下す：園城寺発向は止めよ。	鎌遺27007号

表B 幕府に院宣を下し、抗争を解決するよう依頼する

年・月・日	西暦	事 項	出 典
1 正嘉2・3・6	1258	院宣を関東に下す：園城寺の訴訟はどうしたらよいのか。関東が定め申せば、衆徒は子細を申さないのではないか。	座主記
2 弘安6・3・17	1283	「関東請文」に「延暦寺のことで重ねて院宣を下された」という記述がある。	経任卿記

表C 寺社からの使者や東使と交渉する

年・月・日	西暦	事 項	出 典
1 正嘉2・4・13	1258	延暦寺衆徒が奏聞するが、勅答なし。	座主記
2 文永元・5・10	1264	延暦寺僧綱が仙洞で園城寺を焼き払ったことを申す。	新抄
3 文永2・3・18	1265	東使が仙洞に参り、関東からの決定を伝える。	新抄
4 文永5・8・27	1268	延暦寺が先日の三塔会合の趣を奏聞する。	座主記
5 弘安5・11・29	1282	座主最源と鷹司兼平が対面する。	勘中
6 弘安6・7・1	1283	東使と西園寺実兼が対面・問答する。	公衡、勘中、実躬
7 弘安6・7・4	"	東使が仙洞に参る。	公衡、実躬
8 弘安6・7・10	"	勅書と妙法院法印請文を東使のもとに遣わす。	公衡
9 弘安6・7・21	"	院から西園寺実兼に書状が参る：明日東使が御所に来るので、実兼も参会せよ。	公衡
10 文保3・4・13	1319	園城寺長吏顥弁僧正が朝廷に書状を送る：戒壇のことは無実である。	文保三年記

表D 宣旨を発布したり、召し返したりする

年・月・日	西暦	事 項	出 典
1 文応元・1・4	1260	園城寺に戒壇許可の官符を下す。	座主記、一代、歴代、深心院
2 文応元・1・19	"	戒壇許可の官符を召し返す。	座主記、一代、歴代、深心院
3 弘安元・5・15	1278	園城寺に下した宣旨（金堂供養を御斎会に準ずること、赤袈裟着用の許可）を召し返す。	座主記、一代

表E 張本の交名を提出させる

	年・月・日	西暦	事 項	出 典
1	正嘉2・7月下旬	1258	三門跡に張本の交名を仰せ下す。	座主記
2	弘安6・7・22	1283	院から東使に張本の交名を下賜する。	公衡
3	弘安6・8・22	"	院宣を西園寺実兼に下す：延暦寺の兼覚・定意を六波羅に遣わすこと。	公衡
4	文保3・8・11～12	1329	院宣を延暦寺に下す：張本を急ぎ六波羅に召し出すべし。	鎌遺27199号、27200号

表F 様々な人事についての決定を伝達する一流人宣下、座主や別当を補任する

	年・月・日	西暦	事 項	出 典
1	建長元・9・6	1249	天台座主に尊覺法親王、天王寺別當に仁助法親王を補す。	座主記、百鍊抄
2	文永元・3・5	1264	大判事中原章職が解官される。	新抄
3	文永元・3・10	"	流人宣下。檢非違使中原章継が伊予に配流される。	新抄、座主記
4	文永元・4・6	"	流人宣下。西園寺実藤が淡路に配流される。	新抄
5	文永元・5・24	"	院宣を下す：天王寺別當を園城寺に付すこと。	新抄
6	文永2・3・19	1265	座主宣下。澄覺僧正を補す。	新抄、一代
7	文永5・8・23	1268	院宣を園城寺の門跡に下す：覺乗法印の本位を解く。	座主記
8	文永5・8・27	"	延暦寺に覺乗法印を配流に処すことを伝える。	座主記
9	弘安6・9・17	1283	延暦寺の執當を朝廷が指名して改補する。	公衡
10	正応4・8・14	1291	院宣を下す：梶井最助親王を天王寺別當に補す。	座主記
11	文保3・4・19	1319	院宣を延暦寺に下す：長乗僧正を流刑に処す。	鎌遺 27008号

表G 寺社に関する所領、門跡や公請の進止

	年月日	西暦	事 項	出 典
1	弘長3・11・24	1263	院宣を園城寺に下す：堂舎修造のため丹波を寄附する。	座主記
2	文永元・2・28	1264	延暦寺の騒動がなお激しいので、日吉修造のため寄せられ越前国を停止する。	新抄
3	文永元・4・4	"	院宣を延暦寺に下す：園城寺の公請を停止した。	座主記
4	文永2・3・18	1265	座主に上野仰木門跡、藤島庄、平泉寺を付す。	新抄
5	弘安6・7・2	1283	座主の仰木門跡の管領を停止する。	公衡

注：座主記は『校訂増補 天台座主記』、経俊は『経俊卿記』、勘中は『勘中記』、実躬は『実躬卿記』、鎌遺は『鎌倉遺文』、公衡は『公衡公記』、一代は「一代要記」（『史籍集覽』公家部年代記篇一所収）、歴代は『歴代皇紀』（『史籍集覽』公家部年代記篇二所収）、深心院は『深心院閑白記』、新抄は「新抄」（『史籍集覽』統編一所収）の略。閏月は○で示した。

「戒壇と三摩耶戒については、山門訴訟が激しいであろう。この上は京都が沙汰を行わず、関東が申せば、衆徒は子細を申さないのではないか。」と朝廷は幕府に裁定を頼んでいるのである。ここで朝廷が、自ら裁定を行うことを放棄していたと考えるのはいいすぎであろうが、衆徒に対しても幕府の裁定の方が有効であるという意識が、多かれ少なかれ朝廷の中であったのではないだろうか。寺社へ下す院宣や寺社との交渉中に「関東」という語がしばしば見られるのも、そのためではないかと考えられる。

Cの使者との交渉であるが、寺社の使者から見ていくと、朝廷と寺社との交渉は僧綱⁽²⁵⁾が行っていた。僧綱の行うことはAのように衆徒の慰撫のため院宣を伝達することや、衆徒の言い分を朝廷側に伝えることなどであった。門跡の門主に対して早く蜂起を止めさせよう院宣が下されたこともあったが⁽²⁶⁾、管見の限りではほとんど僧綱が使者となっている。園城寺では「僧綱」、延暦寺では「門徒僧綱」という語が使われているが、このうち延暦寺の「門徒僧綱」について下坂守氏は「門跡に所属していた僧綱」と述べている⁽²⁷⁾。この「門徒僧綱」などについては後に詳しく見ていくこととして、今は朝廷が僧綱を調停役として頼りにしていたことを指摘しておくにとどめる。次に東使の活動であるが、その内容は先に見た通りなので略することにする。しかし、東使が京で活動する際には、関東甲次が重要な役割を果たしていたことは注目すべきである。

Dのような事例は二つ見られるが、いずれも延暦寺の強い反対にあって召し返されている。特に戒壇の件は「園城寺三摩耶戒事也、為天下之重事」⁽²⁸⁾とあるように、園城寺の重事というだけでなく、

天下の重事であると貴族たちにも意識されていたことがわかる。この戒壇許可は園城寺と朝廷の妥協策、折中案だったが⁽²⁹⁾、それさえも延暦寺の反対によって結局召し返された。しかし、この後も園城寺はこの文応元年の戒壇許可を前例として持ち出し、自分たちの手で戒壇を建立しようと試みている。戒壇問題は園城寺や延暦寺の根幹に関わることである上、前述したような寺社抗争の性格もあり、官符の召し返しという朝廷の判断を、消極的とかその場しのぎなどとは一概には言えない。

Eの張本の召し出しは、六波羅と門跡・座主との共同作業であった。張本のことは門跡単位で交名を提出させ、それにもとづき張本を六波羅に召し出す⁽³⁰⁾という手順で行われる。また、張本の交名は東使にも渡されるし⁽³¹⁾、張本が六波羅に出頭したことは幕府にも注進されていた⁽³²⁾。このように、張本の召し出しは、手順としては徹底的に行われたようである。

次にFであるが、実際座主などを指名するのは幕府であっても、それを最終的に宣下するのは朝廷の大切な役割であった⁽³³⁾。流人宣下は寺社の要求に従って行われており⁽³⁴⁾、幕府が介入した様子は一切ないので、おそらく朝廷のみで行ったものと思われる。たとえ実質的には幕府によって人事が決定されても、形式の上では朝廷が任ずるのであつて、朝廷はそのような権限を鎌倉後期においても持ち続けたのである。

最後にGについて見ていただきたい。所領、門跡の進止については四例あるが、これらは衆徒慰撫や制裁措置として使われていた。公請については一例だけあるが、公請を止めるというのはその寺社を国

家の仏事の扱い手として参加させないということであり、権門寺院の存立にとつてきわめて重大な政治的意味を持つものであつた。しかし園城寺が公請の停止を問題にしているような動きは全く見えておらず、おそらく檄訴が終わってすぐに撤回されたのではあるまいか。院政期には厳しい制裁措置として使われた公請の停止、所領の没収なども、鎌倉後期に至つてはほとんど行われなくなり、寺社への制裁はもっぱら個人に対して加えられていたようである。

A-Gを通していえることは、朝廷の寺社への対策の主たる性格は衆徒を慰撫することにあつた、ということである。先に見たような寺社抗争の持つ性格ゆえ、蜂起を治めるには衆徒を鎮めるしかなく、鎌倉後期においては檄訴解決のための唯一、最大の方法であつたと考えられる。

しかし、朝廷と衆徒の間には檄訴解決のための有効なつながりはほとんどなかつた。幕府も同様であろうが、朝廷は寺社上層部、特に門跡(その構成員は門主と門徒である)と強い関わりを持っていたと思われる。Cで見たように、延暦寺において朝廷と衆徒との間で調停役を行つていたのは門跡に所属していた僧綱であつたし、檄訴の張本の交名を提出させるのも門跡の門主からであった。園城寺でも、門主が衆徒の蜂起を制止してゐたことがわかる³⁵⁾。門跡は、特に延暦寺では強大な権力を持ち、寺院内での影響力は大きなものがあつた。そのように強い力を持つ門跡は、朝廷に比較的協力的だつたが、それに反発したのが衆徒であった。時に妥協的な態度をとる門主・門徒と、あくまでも自分たちの要求を通したい衆徒の対立は、激しい武力衝突に発展する場合もあつた³⁶⁾。檄訴の際には寺院内で

門主・門徒と衆徒との間でしばしば意思の隔離、行動の違いが見られたが、朝廷がつながりを持ったのは檄訴の主体である衆徒ではなく、衆徒と対立していた門跡の人々であつた。それゆえ、門主や門徒僧綱の調停が有效地に働かなかつた場合がしばしば見られたのである。

第二章 鎌倉後期の権門

先に、「可為聖斷」という言葉を問題とした。この言葉の意味は「朝廷が裁定を行つていただきたい。」ということだが、幕府が寺社抗争の裁定は朝廷の行うことと想えていたかどうかが問題である、と述べた。これは幕府が直接管轄している寺社ではなく、延暦寺と園城寺という畿内の寺社だったからである、と考えられる。幕府と直接関係のない事柄は朝廷で行え、と幕府が返事をしていたとすれば、幕府は朝廷が主体的に檄訴に裁定を行うことを認めていた、ということになる。より広くいふと、幕府に害を及ぼす活動以外であれば、朝廷の自主的な政治活動を容認していたといえる。これは、幕府が朝廷に徳政の施行を要請していたことからもわかる。幕府と朝廷は対立関係にあつたのではなく、はじめから幕府は強権的・集権的な力でもって全国を支配しようなどとは考えていないかった、と筆者は考える。幕府が朝廷や寺社にまで政治的影響力を及ぼし、自らの支配権を拡大していくのだとすれば、それは結果的なことである。

そもそも鎌倉幕府は朝廷から認められる形で成立した。承久の乱と蒙古襲来を経て、幕府は着々と自己の支配を拡大してきたかに見

えるが、これらは幕府の内部から起こったことではなく、外部からの動きに対応しその必要に応じた結果のことである。筆者は寺社抗争にせよ、皇位決定にせよ、幕府は好んで介入したわけではないと考える。

では、なぜ幕府は直接関係のない事柄にも介入せざるを得なかつたのだろうか。その原因の一つはやはり朝廷に求められると思う。幕府が「可為聖斷」という返事をしているにも関わらず、院宣を下し幕府に解決を求めているのである。幕府の朝廷に対する態度は距離を置くというものであったが、それとは対照的に朝廷は幕府に頼る、寄りかかるという姿勢であった。鎌倉後期の朝廷と幕府の関係はこのようなものだったのではないか。

朝廷が幕府に依存するようになつた理由の一つは、武力を幕府に握られたことによる、実行力の欠如があるのではなかろうか。寺社の檄訴は最終的には衆徒の武力蜂起に行き着くが、この時衆徒に対抗できるのは朝廷の権威ではなく、六波羅の武力であった。また、先に朝廷に協力的であると述べた僧綱であつても「云造意結構之輩、（云脱カ）狼藉張行之族、定令存知歟之由雖有度々勅問、更無弁申之旨、是則令恐怖衆勘、非忽緒勅命哉」⁽³⁸⁾というように、「勅命」よりも「衆勘」（衆徒による寺僧への制裁）を恐れたという場合も見られるのである。つまり朝廷は命令・指示する力はあつたけれども、実際的な効果をもたらす力はほとんど持っていないかつたのである。逆に幕府の持つ武力により、幕府の行動・決定が有効性を持ったということではあるまい。しかし武力というものは、幕府とは別の組織が幕府と同等あるいはそれ以上であれば、取つて

代わられるという危うい側面も持つていて、鎌倉幕府の滅亡の一因は、幕府の持つこのような特性にも求められるのではないか。

では、そのような朝幕関係があるとして、寺社は両者とどのように関係しているのだろうか。寺社は古代から朝廷と強いつながりを持つており、朝廷から保護を受ける一方、鎮護国家という役割を国家の中で果たしてきた。国家の宗教面を寺社が担うことから、寺社は朝廷や幕府とは異なるが、ある意味では政治的組織として存在し続けたのである。寺社はそのように政治的存在でありながら、宗教という不可侵性を持っていた。それゆえ朝廷や幕府とのつながりを持ちながら、自己完結性・独立性が強かったのである。寺社の独立性は荘園領主として独自の経済基盤を持っていること、独自の軍事力を持つていていることなどに見られる。寺社自体は時代が経つにつれていが様々に変化したが、このような性格は基本的に変わらなかつたと思われる。

門跡（門主と門徒）が朝廷や幕府に協力的であったということは前述したが、その門徒も場合によつては朝廷の対応に反発することもあつた。正元二年（一二六〇）正月四日園城寺に戒壇許可の官符が下されると、たちまち山上は騒動し衆徒は神輿を上洛させた。同月十一日には「門徒僧綱」が「京都住山」とともに会合し、起請文を作成した。『天台座主記』にはこの起請文が引用されている。

同十一日、依山上催門徒僧綱等登山、京都住山共會合大講

堂畢、起請文云

一、今度企訴訟願召返園城寺戒壇 官符、於此事不如意者、連名之面々各可離山、此事不可拘門跡長者師匠

之制禁、致一味同心沙汰、又不可存自他門跡意趣、專合跡可訴訟若無天裁、速發「回三井」、打滅寺門、即坐雖亡命、可無悔者也、

右相背輩、速蒙「神明罰」、仍連名起請如件⁽³⁹⁾

この起請文に名を連ねた人々の多くは、「法印」や「法眼」など僧綱位を持つ僧、「權大僧都」など僧官を持つ僧であり、「門徒僧綱」であることがわかる。そしてその他に門徒が群集していたという記述から、この会合の構成員は各門跡の門徒たちであったと考えられる。しかし「門跡長者師匠」の制禁にかかわることなく、一味同心し、官符を召し返さんことを願うという内容になっている。この会合の意義は、朝廷に協力的であった門徒が園城寺の戒壇許可という延暦寺全体の利害に関わることであれば朝廷の対応に反発し、しかも門跡の違いを越えて団結したというところにある。門徒であってもこのような態度をとつたのであるから、衆徒は一層朝廷の措置に反発したのである。この会合は結局翌日院参、奏聞するということとで散会となつた。

衆徒や門徒僧綱など立場・身分によって差こそあれ、彼らは自己（及び自己の所属する寺院）に利益のあるような朝廷の権威は認めたが、不利になるものに対してはそれを認めなかつた。朝廷の権威がそれ程通用しなくなつていたということもいえようが、本来的に寺社勢力と朝廷の関係はそのようなものであつたと思われる。だが基本的には先述したように、鎌倉後期の寺社と朝廷・幕府とのつながりは、寺社上層部との間に強いものがあつたと考えている。特に、寺社内部で大きな勢力であつた門跡との関わりが、寺社抗争

の際には強かつたと思われる。安易な比較はできないが一つの方向性をここで示してみると、室町幕府は延暦寺において、守護に準ずる諸権限を幕府から認められていた山徒の組織・山門使節を創り出し、それを通じて大衆勢力を制御した⁽⁴⁰⁾。自らの意

思をある程度行き渡らせる所以のできる組織を大衆の中につくり得た室町幕府にひきかえ、鎌倉幕府と朝廷は寺社の上層部としかつながりを持てず、それも意思疎通程度に止まり、協力者を組織化をすることができなかつた。それが鎌倉時代の幕府と朝廷の限界だったのである。

おわりに

以上、鎌倉後期の朝廷・幕府・寺社の関係、特に朝幕関係を中心にしてきた。鎌倉後期には、朝廷の幕府への依存度が強まり、幕府は好んで朝政に介入したわけではないが、結果的にその支配力・影響力を拡大することとなつた。寺社は強い自立性を持ちながら、朝廷・幕府とそれぞれつながりを持つていた。寺社抗争においては、寺社上層部特に門跡が朝廷・幕府などと協力的で、それに反発したのが衆徒であつた。

このような鎌倉後期の各権門のあり方は、時代の、社会の変化に適応した結果だつたのではあるまいか。貨幣の流通、金融の活発化によって僧侶が莫大な富を得たこと、蒙古襲来によって幕府は朝廷から外交権を結果的に奪う形となり、また西国の本所一円地が幕府の支配化におかれようとしたことなど、鎌倉後期には様々な社会的変化が起つた。そのような外側からの変化に対しても各権門が適応

し、先述したような三者の関係ができあがつていったのではあるまいか。筆者は鎌倉後期の社会、国家をこのように理解したい。

筆者の最大の関心事である中世の朝幕関係を明らかにするには、まだなすべき課題が多くある。朝廷と幕府の関係を知るには、当然朝廷・幕府個別の研究が必要であろうし、時代によってどのように変遷するのかを見るのも重要なことである。中世の公家研究は最近特に注目されているので、今後も各分野から活発な問題提起がなされ、研究が進むことであろう。本論文ではその第一歩として、鎌倉後期の朝幕関係を寺社抗争を題材として考えたが、前後の時代との比較ができず、また朝廷・幕府・寺社の相互関係を分析したので、それぞれ個別の権門を詳しく考察することができなかつたのが心残りである。

注

- (1) 三浦周行『鎌倉時代史』(早稲田大学出版、一九〇七年)、龍虎『鎌倉時代』上・下(春秋社、一九五七年)。
- (2) 黒田俊雄「中世の国家と天皇」(『日本中世の国家と宗教』、岩波書店、一九七五年、初出一九六三年)。
- (3) 政治史では上横手雅敏『鎌倉時代政治史研究』(吉川弘文館、一九九一年)、訴訟制度では本郷和人『中世朝廷訴訟の研究』(東京大学出版会、一九九五年)、交渉史では美川圭『関東申次と院伝奏の成立と展開』(『史林』第六七卷第三号、一九八四年)、寛雅博『道編・淨仙・城入道』(『三浦古文化』第三八号、一九八五年)などがある。また、朝幕関係を扱つたものとして森茂曉『鎌倉時代の朝幕関係』(思文閣出版、一九九一年)がある。
- (4) 寺社懟訴が盛んに行われ始めた院政期の研究では、美川圭「寺社問題から見る院政の成立」(『院政の研究』、臨川書店、一九九六年)、田中文英「後白河院政期の政治権力と権門寺院」(『平氏政権の研究』、思文閣出版、一九九四年)、鎌倉前期では黒田俊雄「鎌倉時代政治史断章 延暦寺衆徒と佐々木氏」(竹内理三博士還暦記念会編『莊園制と武家社会』吉川弘文館、一九六九年)がある。鎌倉後期では、個別寺院の研究の中で寺院と朝廷、幕府との関係に言及している研究もあるが、正面から論じたものは貧弱の限りない。
- (5) 網野善彦『蒙古襲来』(小学館、一九九二年)。
- (6) 勝野隆信『延暦寺の巻』(『僧兵』、至文堂、一九五五年)。
- (7) 辻善之助「賴朝以後鎌倉幕府の宗教政策」(『日本佛教史』第二卷・中世篇之一、岩波書店、一九四七年)。
- (8) 朝廷から依頼のある前に幕府が動いたと見えるのは、正嘉元年十一月六日と十七日に京都に下向させていた使節が帰参した例(『吾妻鏡』)、文保二年四月に六波羅からの使者到着を受けて評定が行われた例(『鎌倉遺文』二七〇一七号)の二つである。
- (9) 幕府が評定を開いたと明言しているのは以下の二例である。『吾妻鏡』文永二年正月六日条「而今年雖評定始以前、為急事之間、不及日次沙汰、有今日評定」、『鎌倉遺文』二七〇一七号「山門与寺門事、六波羅重注進到来之間、今日有評定」。
- (10) 「公衡公記」弘安六年七月一日条、「新抄」(『史籍集覽』續編一所収)文永二年三月十八日条。
- (11) 『吾妻鏡』文永二年正月六日条。
- (12) 「勘中記」弘安六年七月一日条、「公衡公記」弘安六年七月一日条。
- (13) 「勘中記」弘安六年七月一日条、「公衡公記」弘安六年七月一日条。

- (14) 幕府は園城寺と特に関係が深かつたので、幕府と園城寺が直接交渉を持つ場合も多々見られたが、本稿では割愛した。
- (15) 『天台座主記』尊覺の項、『天台座主記』尊助の項。
- (16) 『天台座主記』尊助の項。
- (17) 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』(歴史書房、一九四二年)、上横手氏註(3)著書。
- (18) 上横手氏註(3)著書。
- (19) 『天台座主記』尊助の項。
- (20) 山本博也「関東申次と鎌倉幕府」(『史学雑誌』第八六編第六号、一九七七年)。
- (21) 平雅行「鎌倉山門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文學研究科紀要』第四〇巻、一〇〇〇年)。
- (22) 『天台座主記』尊覺の項、「勘中記」弘安五年十一月二十九日、「経任卿記」(『歴代残闕日記』第十巻所収)弘安六年三月十七日。『勘中記』と「経任卿記」から、弘安五年から六年の事件には二度の院宣が出されたことが分かる。
- (23) 「一代要記」文永元年正月十四日。
- (24) 『天台座主記』尊助の項。
- (25) 伊藤清郎氏は、中世の僧綱は古代のように僧綱の事務所(綱所)に詰めてい るという単純な形態ではなく、諸寺社にも僧綱及び僧綱位を有する僧侶が存 在していることを明らかにした(伊藤清郎「中世僧綱制に関する一考察」、『山形史学研究』第一五号、一九七九年)。ここでいう僧綱とは、おそらく 延暦寺、園城寺にいる僧綱・僧綱位を持つ僧侶と考えてよからう。つまり、 僧正・僧都・律師という僧官及び法印・法眼・法橋の僧位に叙任された高僧 を指すのである。
- (26) 『勘中記』弘安五年十月二十六日条。
- (27) 下坂守『中世寺院社会の研究』(思文閣出版、一〇〇一年)、四四〇頁。
- (28) 『妙愧記』正元二年正月四日条。
- (29) 『天台座主記』尊助の項。
- (30) 『鎌倉遺文』二七二〇二号、『天台座主記』最仁の項。
- (31) 『公衡公記』弘安六年七月二十二日条。
- (32) 『鎌倉遺文』二七二三〇号。
- (33) 『百鍊抄』建長元年九月六日条、『天台座主記』道覺の項(ただしこの人事 に関して幕府の介入は見られない。)、「一代要記」「新抄」文永二年三月 十九日条、「一代要記」文永二年三月二十五日条。
- (34) 「新抄」文永元年三月十日条、『天台座主記』最仁の項(檢非違使中原章繼 について)。「新抄」文永元年四月六日条(西園寺美藤について)。『天台座 主記』尊助の項(寛承法印について)。『花園天皇宸記』文保三年四月二十日 条、「武家年代記」文保三年四月十九日条、『天台座主記』慈勝の項、『鎌倉遺文』二七〇〇八号(長乗僧正について)。
- (35) 田中氏註(4)著書参照。
- (36) 『経俊卿記』康元二年三月二十七日条。
- (37) 『天台座主記』最仁の項。
- (38) 『公衡公記』弘安六年八月二十二日条。
- (39) 『天台座主記』尊助の項。
- (40) 下坂氏註(2)著書参照。